

令和2年5月9日

自由同和会兵庫県本部

兵庫県本部執行部の役員に対する処罰について

兵庫県本部執行部は、下記に記載した本部役員の懲罰を決定いたしましたので、
通知申し上げます。

記

1. 懲罰対象者

自由同和会兵庫県本部長 山崎 晃平（中央本部理事）

1. 処罰内容

兵庫県本部より除名する。（令和2年4月29日付）

1. 理由

懲罰規定第12条に則り、中央本部の決定を遵守するものとし、処罰いたします。

今後「兵庫県本部」と山崎晃平は一切関係無きことをお知らせ申し上げます。

以上